



税金

消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付について

個人事業者で、令和7年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。「令和7年分の確定消費税額」とは、令和7年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告もしくは期限後申告を行った場合または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

前年実績による中間申告

令和7年分の確定消費税額に応じ、表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」が所轄の税務署から送付されますので、必要事項を記入のうえ、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、前記の前年実績による中間申告に代えて各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消

費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。また、仮決算による中間申告書は、提出期限（申告期限）を過ぎて提出することはできません。中間申告の期限までに中間申告書を提出されなかった場合でも、表により算出した中間納付税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに納税する必要があります。

消費税および地方消費税の中間申告には、「e・Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用できます。詳しくは、e・Taxホームページをご覧ください。

消費税および地方消費税（個人事業者）の納付には、「振替納税」が便利です。スマホなどから届け出が可能です。一度届け出を行えば、翌年分以降も振替日に自動で口座から引き落としとなります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を納税地の所轄の税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日がその事業の所得を基礎にして課税される税金です。

北海道から送付する納税通知書は、第1期分と第2期分を一緒に送付します。

納期限 第1期分 8月31日(月)
第2期分 11月30日(月)

※第2期分の納税通知書は、紛失しないようにお気を付けてください。

eL・QRやeL番号が記載

されている納付書があれば、自宅やオフィスなどから、スマートフォンやパソコンなどを利用してキャッシュレスで納税できますので、地方税お支払サイトのご利用・ご確認をお願いします。

※金融機関、コンビニエンスストアでも納税いただけます。

個人事業者の詳細については、納税通知書に同封のリーフレットまたは北海道税務課のページをご確認ください。

地方税お支払サイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

道税ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zin/tax/kozin_z01.html

閤オホーソツ総合振興局紋別道税事務所（紋別市幸町6丁目）

☎0158・224・2626

最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することが出来ます。

詳しくは、国税庁ホームページの「任意の中間申告制度」をご確認ください。

※「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

e・Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/notify/24100020.htm>

閤紋別税務署（紋別市南が丘町2丁目）☎0158・223・2191

宝くじ公式サイト

発売中！

令和7年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
			令和8年8月31日(月) 振替納税利用の場合の振替日 令和8年9月29日(火)
48万円超 400万円以下	年1回	令和7年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	詳細は国税庁ホームページで ご確認ください。
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和7年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	
4,800万円超	年11回	令和7年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

家屋調査について

本年中に新築や増築をした家屋については、来年度から固定資産税が課税されることとなります。その税額を決定するために、課税係職員が訪問し、内装・外装の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

調査時期

家屋完成後に電話または文書により日程調整をさせていただきます。引越前や、使用開始前に調査を希望される場合は、課税係までご連絡ください。

その他

家屋調査を行うにあたり、図面が必要となります。事前にお持ちの図面のコピーを取らせていただくか、建築業者から図面を取り寄せさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の減額対象となる家屋については、家屋調査時に申請書を記入いただきますので、印鑑の準備をお願いします。（後日提出も可能）未登記家屋は町で状況を把握できず、固定資産税の課税に支障をきたす可能性があることから、必ず課税係までご連絡ください。

閤財務政策課課税係

個人事業者の納期限について

個人事業者は、個人が地方税法などで定められた事業を営む場合に、

《シリーズ》ごみの出し方Q&A

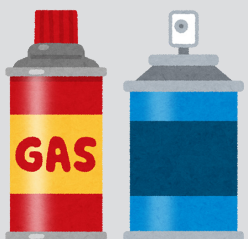
環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問にお答えします。

質問1

スプレー缶・カセットボンベの捨て方を教えてください。

回答1

スプレー缶・カセットボンベは、透明・半透明の袋で空き缶とは別の袋での資源ごみの収集日に、ごみステーションに出してください。捨てる際は、中身を使い切ってから穴を開けずに出してください。フタなどがある場合は外して、プラマークがついているものはプラスチックごみ、ついていないものは燃やせないごみに分別してください。よくある分別の違いとして、空き缶と一緒の透明袋に入っていることがありますので、別の袋に入れて出すようお願いいたします。

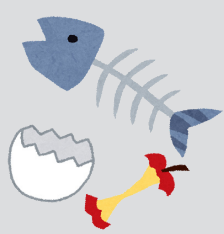


質問2

生ごみを出す際の注意点を教えてください。

回答2

生ごみは、水分が多いと臭いにより野生動物を誘引するため、できるだけ水分を除いたうえで、生ごみの指定袋に入れて出してください。また、生ごみ以外の異物は必ずとり除いて出してください。搬出された生ごみは、細かく破碎し、たい肥化の処理を行っています。異物が入っていると、たい肥化の妨げになりますので、分別をお願いします。よくある分別の違いとして、貝殻が入っていることがあります。貝殻は燃やせるごみになりますので、正しい分別をお願いします。



※ごみの出し方についての質問がありましたら、環境衛生係までご連絡ください。町民一人ひとりの心がけが、ごみの減量化とリサイクル推進につながります。ごみの適切な分別をよろしくお願いします。

閤住民生活課環境衛生係